平成２２年（フ）第７４７８号
大阪府東大阪市近江堂３丁目１番４―128号
債務者　中西　宏行
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４９０号
大阪市東淀川区小松４丁目８番７―503号
債務者　大塚マリ子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４９２号
大阪市此花区伝法６丁目１番54号　片桐マンション403
債務者　石田　大助
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４９３号
大阪府寝屋川市石津南町19番１―216号
債務者　中川　敏子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４９６号
大阪市平野区喜連４丁目８番60号　シティハイツ喜連303
債務者　池浦　葉子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３４３号
埼玉県戸田市中町１丁目13番地の17　第二永光荘205号室
債務者　大堤　静恵
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９２号
埼玉県鴻巣市吹上富士見４丁目１番20号　サンパティークＢ―203
債務者　小林　明弘
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１３号
埼玉県川口市大字芝4927番地の９
債務者　佐藤　幸恵（旧姓末広）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１５号
埼玉県上尾市上町１丁目２番26―３号　和食菜根譚内、住民票上の住所埼玉県上尾市中妻３丁目17番地３
債務者　境田真千子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２０号
さいたま市浦和区領家７丁目24番10号　グリーンハイツ105、旧住所さいたま市浦和区皇山町33番10号107
債務者　水田　攻治
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６９号
埼玉県加須市柏戸2125番地３
債務者　川口美樹子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５０号
埼玉県加須市中ノ目160番地イ号
債務者　松永美沙子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７３号
さいたま市岩槻区諏訪５丁目７番地４　グランデュールＡ・Ｓ101号室
債務者　大澤真知子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２８号
埼玉県秩父市下影森1263番地２　スミレ荘２号棟３号室
債務者　新井　信子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
埼玉県秩父市山田2581番地１　カーサ横滝105
債務者　浅川　純一
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
岩手県下閉伊郡山田町八幡町９番３号
債務者　和井内　勇
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第４８号
岩手県宮古市津軽石第13地割208番地８
債務者　沼崎　弘一
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部